

平成 28 年 11 月 14 日

会員各位

(一社)千葉県LPガス協会

## 高圧ガス保安法容器保安規則等の一部改正等について(お知らせ)

この度、平成 28 年 11 月 1 日付けで、高圧ガス保安法容器保安規則に関する施行令の一部が改正され、経済産業省のホームページにて掲載されておりますので、お知らせ致します。

また、改正内容の詳細につきましては、下記の経済産業省ホームページからご確認いただけますようお願い致します。

なお、LP ガス関係の主な改正内容は以下のとおりとなっております。

### 【LPガス関係で改正された主なもの】

#### ○液石則49条(移動の基準)関係

車両に積載して移動する液化石油ガスを充填した容器についての技術上の基準(警戒標の掲示、消火設備の携行、イエローカードの携帯等)の適用除外は、現行制度では、内容積が20リットル以下の容器を積載した車両であって、内容積の合計が40リットル以下であったが、今回の改正によって、内容積が25リットル以下の容器を積載する車両であって、内容積の合計が50リットル以下に緩和された。

#### ○全般

高圧ガス保安法全般において、充てんが充填となった。

容器保安規則等の一部改正等について(詳細はこちら)

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2016/11/281101.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/11/281101.html)